

令和7年度三木町ふるさと住民票ツアーイベント実施業務仕様書

1 業務名

令和7年度三木町ふるさと住民票ツアーイベント実施業務

2 目的

本町では、町外に住んでいる三木町出身者、通勤やふるさと納税等、町とゆかりのある人に町を応援していただく「関係人口」について、ワークショップ等を開催することで、関係を深化・拡大していく「ふるさと住民票事業」を平成28年度から実施している。

本業務は、ふるさと住民票登録者を対象に、三木町でツアー型のイベントを開催することで、本町の魅力体験を通じた、関係人口の町への愛着や関わりの深化、さらには今後の来町を促すことを目的として実施する。

3 開催内容

(1) 実施場所 三木町内

(2) 実施日時

契約締結日の翌日から令和8年3月1日(日)までの土日祝日の内、いずれか1~2日
ただし、参加者の募集期間を十分に確保できる日程を設定すること。

(3) 参加人数

15人~20人程度。

ただし、オンライン配信等(*1)も用いて、本イベントを実施する場合は、オンライン配信等(*1)の参加人数に上限を設けるものではない。

(*1)オンライン配信等…ツアーイベントの様子をリアルタイムで配信する等、現地参加が困難な方々に向けた取組を言う。

(4) 参加費用

ツアーの参加自体は無料を想定しているが、必要経費(昼食代や宿泊費等)を参加費(有料)として参加者から申込時に徴収することも可能とする。

(5) プログラム内容

バス等の移動手段を用いて町内の魅力スポットや見学可能な施設等の訪問や町内で開催されるイベントや体験活動への参加等、様々な観点から三木町の魅力を伝え、体感することができるプログラムを企画・交渉・運営すること。

参加対象者となるふるさと住民票登録者の内、3分の2以上が県外在住者であることから、県外在住者も参加しやすい企画内容とすること。(例:宿泊を伴ったツアーとすること、現地ツアーの実施と併せてオンライン配信等を実施すること 等)

ツアーイベントの中で、意見交換会を設けるなど、関係人口による町の魅力発信のフィードバックの時間を設けること。

(6) 地域 PR

町内の魅力ある地場産品や観光スポット、地域の取組やイベントなどの PR を行うための仕組みを設けること。

(7) ガイド

受託者において移動や体験時のガイドを担うほかにも、地域住民によるガイド等を設けるなどし、参加者と地域住民との交流ができる機会を設けること。

(8) 事前周知

参加者はふるさと住民票登録者を前提とするが、本イベントによるふるさと住民票登録者の増加も見据え、受託者においても効果的と思われる情報発信を行うこと。また、町からふるさと住民票登録者に向け情報発信を行うにあたり必要となるホームページ掲載用画像等の PR 素材を制作すること。

(9) 受付事務

イベントの参加申込受付は受託者において行うこととし、必要となる申込フォーム等を設けること。

(10) 事後アンケート

イベント開催後に参加者にアンケート等を実施し、ふるさと住民票登録者として三木町のためにどのような取り組みができるのかや三木町の魅力発掘、今後のツアーイベントの開催に向けて有用となる情報収集を行うこと。

4 報告書の作成

「3 開催内容」の(1)から(10)における業務の成果を取りまとめ、以下「5 成果品」に示す項目の成果品として報告書を提出すること。

5 成果品

(1) 当日の様子が分かる動画・画像等(現地の様子を含む。)

(2) イベント実施に係り制作した動画・画像等 1式

(3) 企画書 1部

(4) 実績報告書 1部

(5) その他 上記(1)～(4)の電子データが含まれる CD-ROM 1枚

※電子データは、マイクロソフト社の Word、Excel、Powerpoint のいずれかの形式とする。

6 業務委託期間

契約日の翌日から令和8年3月19日(木)まで

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部または一部を再委託若しくは負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、三木町の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 第三者の権利侵害

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら三木町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

なお、第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(3) 成果品の利用及び著作権等の扱い

ア 本業務の成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、受託者に帰属する。ただし、三木町は町ウェブサイトやふるさと住民票会報紙への掲載等本イベントと関連する情報発信や内部資料用として、別途協議の上、成果物を利用することができるものとする。

イ 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権等は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、三木町が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

ウ 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

エ 納入される成果物に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(4) 業務の履行に関する措置

町は、本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に三木町に書面で通知しなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合も含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守すること。

(7) 契約不適合責任

本業務の成果品に不適合があった場合は、町がその不適合を知った時から一年以内にその旨を受託者に通知した時は、町はその不適合を理由として履行の追完の請求をすることが出来る。

(8) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。

8 その他

(1) 業務上の留意点

契約締結後であっても、公告文書「4 参加資格」に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこととし、既に委託料を支払っている場合は、その一部又は全部を返還させ、又は、損害賠償を求めることがあるので、十分留意すること。

(2) 委託料の支払方法

成果品等の納入後に検査を実施し、内容が契約上の要件を満たしていることを確認した上で支払うこととする。

(3) 業務を進めるに当たり、選定された提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、選定者と協議の上で変更することができるものとする。